

人権方針と本ワーキンググループ概要



持続可能な大阪・関西万博にむけた方針

博覧会協会は、大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」が実現されるために、万博に関わる一人一人の人権が尊重される必要性があることを認識し、2030年をゴールとする「持続可能な開発目標」(SDGs)を達成すべく、博覧会事業に携わるすべての人の人権を尊重します。また、博覧会協会は、世界各国から人々が集い、協力して成立するという国際博覧会の特徴を踏まえ、人権への負の影響を防止、軽減すること、また、人権侵害が生じた場合の救済といった人権課題解決にむけた具体的な枠組を確立します。会期前の準備期間から会期中にかけて、人権尊重に関する様々な展示や各種の催事等を通じて、テーマに基づく多様な考え方を国内外に発信し、会期後も社会に広く普及していくように努めます。

【目指すべき方向】

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に則った万博運営を実現する。

⇒協会内にて、**人権方針を策定し、人権DD（デュー・デリジェンス）を実施**して人権尊重の姿勢を示すことが求められる。

(具体の取組)

- ・人権方針策定と遵守
- ・人権に関する負の影響（人権リスク）評価の実施
- ・人権への負の影響を防止、軽減する方策（研修の実施等）
- ・人権に関する通報受付窓口の設置（救済へのアクセス）



人権方針の構成

<2024年4月制定>

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、国の行動計画等も参考にしつつ、**8つの柱で構成**

1 前文 2 人権の尊重

実施主体、責任の所在、適用範囲及び尊重する国際規範

3 人権デュー・ディリジェンスの実施

人権DD（デュー・ディリジェンスの実施（「人権の負の影響」の特定、是正、外部への開示）

4 ステークホルダーとの対話

ステークホルダーからの要請や考え方を把握するための対話の実施

5 参加者やサプライヤーとの共有

公式参加者等に本方針への支持の期待と「持続可能性に配慮した調達コード」の遵守を求める。

6 救済

関係者からの苦情に適切に対応するための枠組、負の影響への対応と救済

7 教育・訓練

協会幹部、職員、プロデューサー、ボランティアスタッフなどへの継続的な啓発活動

8 情報開示

博覧会協会公式ウェブサイトや年次報告書などを通じた情報開示による透明性の確保

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 人権方針

1. 前文

国際社会において、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」への支持は高まりつつあり、2015年に国連総会で採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、事業活動に際しては、指導原則や国際労働機関(ILO)の労働基準等の取り決めに従い、労働者の権利や環境、保健基準を遵守することが求められています。

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会(以下、「博覧会協会」という)は、2025年日本国際博覧会(以下、「大阪・関西万博」という)のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」が実現されるために、大阪・関西万博に関わる一人一人の人権が尊重される必要があることを認識し、2030年をゴールとする「持続可能な開発目標」(SDGs)を達成すべく、博覧会事業に携わるすべての人の人権を尊重します。

博覧会協会は、世界各国から人々が集い、協力して成立するという国際博覧会の特徴を踏まえ、人権への負の影響を防止、軽減すること、また、人権侵害が生じた場合の救済といった人権課題解決にむけた具体的な枠組を確立します。会期前の準備期間から会期中にかけて、人権尊重に関する様々な展示や各種の催事等を通じて、テーマに基づく多様な考え方を国内外に発信し、会期後も社会に広く普及していくように努めます。

本方針は、「持続可能な大阪・関西万博開催に向けた方針」の下で、他の方針や規程等の土台となるものであり、博覧会協会事務総長以下の幹部・職員(派遣社員、契約社員含む)及び同会長以下の役員に適用します。また、大阪・関西万博実施に際して協力される公式参加者、出展者、サプライヤー等にも広く本方針への支持を期待します。

2. 人権の尊重

博覧会協会は、法令を遵守するとともに、社会的規範に基づき、公正・誠実な事業活動を行います。「国際人権章典(世界人権宣言、国際人権規約)」、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」などの国際的に認められた人権を理解し、尊重します。また、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」「OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」「ILO 多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言」等の国際規範を尊重します。法令と国際的に認められた人権が相反する場合においては、法令を遵守しつつ、国際的に認められた人権を最大限尊重します。

3. 人権デュー・ディリジェンスの実施

博覧会協会は、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則した人権デュー・ディリジェンスの枠組を構築し、継続的に実行します。人権デュー・ディリジェンスとは、博覧会事業が人権、環境、ビジネス慣行等における、社会に与える負の影響を防止または軽減するために、予防的な調査・把握を行い、適切な手段を通じて是正し、その進捗及び結果について外部に開示する継続的なプロセス

日・英・仏語訳版あり

基本理念

世界的な危機を乗り越え、一人一人のいのちを守り、いのちの在り方、生き方を見つめ直すことで、未来への希望を世界に示す万博となることを目指す

「持続可能な大阪・関西万博開催にむけた方針」

多様な人々が積極的に、また安心して参加できる環境を整えるとともに、大阪・関西万博からテーマに基づく多様な考え方を発信できるよう、一人一人を尊重したインクルーシブな万博運営を目指す。

新「人権方針」（24年4月制定）

持続可能性方針、人権方針に基づいて、万博の準備・運営に関する規定、ガイドライン等を策定

持続可能性に配慮した
調達コード

役職員の職務上の倫理に関する規程

コンプライアンス規定

職場におけるハラスメント
防止に関する規程

ユニバーサルサービス
ガイドライン

他規定・GL等

持続可能な大阪・関西万博の開催

博覧会事業に係るすべての人の人権を尊重

人権尊重の姿勢を国内外に広げる

人権への負の影響を防止、軽減

人権被害が生じた場合の救済

SDGs+beyond

1. 「持続可能な大阪・関西万博開催に向けた行動計画」（行動計画）とは

持続可能性への取組はESMS（イベントの持続可能性マネジメントシステム）に基づき実施するものであり、

①目標設定 ②計画に従った実行 ③トップによるマネジメントレビュー ④定期的な公表を行うという、

P D C Aサイクルに基づき実施している。

「行動計画」は④の定期報告として、2023年3月の第1版に引き続き、第2版として2024年4月に公表を行った。

2. 「行動計画」における人権取組

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、以下の取組を実施することを明記。

①人権方針の策定 ②人権デュー・ディリジェンスの実施 ③救済と是正（人権侵害への対応） ④人権に係る研修の実施

また、「インクルーシブルな万博運営に関する指標」において、「**人権DDを実施する初の万博**」及び「**ユニバーサルデザイン・ユニバーサルサービスガイドラインに基づいて運営する初の万博**」を指標として定めている。

「人権DD」に係る指標については、博覧会事業に携わるすべての人の人権を尊重するとともに、「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマに基づく多様な考え方を国内外に発信し、会期後も社会に広く普及するように努めると記載。

「ユニバーサルサービスガイドライン」に係る指標については、日本で初めて運営サービスに特化したガイドラインとして、より高品質な博覧会を実現する。ユニバーサルデザインガイドラインについては、特別建築物で「国の最低基準」を満たす建築物67%にする目標も掲げている。



人権ワーキンググループ概要

持続可能性有識者委員会傘下に新たに人権ワーキンググループ（WG）を設置する。

（人権WGでの検討事項）

- ・大阪・関西万博における「人権への負の影響」の特定
- ・人権への負の影響を軽減するための措置、人権侵害の救済に関する措置（人権DDの実施状況）
- ・SDGs+beyondにむけた人権尊重のあり方 など

（開催頻度および情報発信）

- ・年に3～4回程度の実施予定。
- ・いずれも基本的に議事要旨を公開。
- ・持続可能性行動計画（第3版）において年間運用状況を公表予定（24年末予定）

持続可能性有識者委員会 2021年12月設置 (委員長:伊藤元重 東京大学名誉教授)	
持続可能な調達WG 2022年1月設置 (委員長:加賀谷哲之 一橋大学大学院 経営管理研究科教授)	持続可能性に配慮した調達コード 同コードに係る通報受付対応(グリーンバンス・メカニズム)
脱炭素WG 2022年7月設置 (委員長:下田吉之 大阪大学大学院 工学研究科環境エネルギー工学専攻教授)	会期中における電源構成 エネルギーマネジメント 温室効果ガス(GHG)排出量の算定および削減対策
資源循環WG 2023年2月設置(資源循環勉強会から改組) (委員長:崎田裕子 ジャーナリスト・環境カウンセラー)	ごみ排出の削減 食品廃棄ゼロ リサイクルの仕組みの構築 ユニフォームに関する取組を実現するための対策
人権WG 2024年4月設置 (委員長:山田美和 日本貿易振興機構 アジア経済研究所 新領域研究センター長)	人権デュー・デリジェンスの実施 SDGs+Beyondに向けた取組み その他(個別課題の推進)

